

イレッサ訴訟問題検証チーム調査報告書（概要）

経緯

平成23年 1月7日	東京・大阪地裁から和解勧告
1月下旬～	複数の学会等が、和解勧告について見解を公表
2月24日	衆議院予算委員会で、大臣が事実関係を調査したい旨答弁
3月3日	事実関係を調査するため、検証チームを設置（大臣指示）

検証チームメンバー

主査	小林正夫厚生労働大臣政務官	副主査	柳志郎弁護士
副主査	足立信也参議院議員（前厚生労働大臣政務官）	事務局	厚生労働省大臣官房

調査の概要

- 3月3日から5月24日までの間に、計15回の会合を開催。
- 厚生労働省関係者13名、学会関係者7名から、のべ41回のヒアリングを実施。

事実関係

	A学会	B学会	C学会	D学会	E学会	F学会
要請	○	○	●	●	△	●
見解の公表	○	○	△・×	×	×	○

※「要請」欄の凡例：「○」→要請のみ（声明文案の提供なし）、「●」→声明文案を提供して要請、「△」→接触したが要請なし
※「見解の公表」欄の凡例：「○」→学会の見解を公表、「△」→個人としての見解を公表、「×」→学会の見解を公表せず

結論

- 厚生労働省の職員が、複数の学会・個人に対して、関連資料や自ら作成した声明文案を提供するなどして、受諾に慎重な見解の表明を要請した、という事実はあった。
- 学会等に見解の公表を求めることは、国民に対し、多様な意見が存在することを示し、かつ、厚生労働省の従前の施策に対する信頼感を高めようとするもので、通常の職務の執行の範囲内であると考えられる。また、働きかけた結果、公表された見解自体に不当な影響力を及ぼしたとは認められない。
- しかし、本来、学会で独自に作成すべき声明文案まで提供するのは、過剰なサービスであったと言わざるを得ない。また、声明文案の提供は、各学会が独立して行うべき内部意思決定過程に介入したことにならないかと考えられる。
- よって、一部の学会や個人に対し、自ら作成した声明文案を提供して見解の表明を要請したことについては、公務員としては行き過ぎた行為であったと言わざるを得ない。